

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第44号

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和44年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後		改正前													
<p>（使用料等の免除）</p> <p>第2条 保健所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する条例第4条の事務の委任を受けた保健所の長をいう。以下同じ。）は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。</p>		<p>（使用料等の免除）</p> <p>第2条 保健所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する条例第4条の事務の委任を受けた保健所の長をいう。以下同じ。）は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。</p>													
<table border="1"><thead><tr><th>事業</th><th>対象者</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>肝炎ウイルス検査</td><td>平成20年1月1日から平成22年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者</td></tr></tbody></table>	事業	対象者	略		肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成22年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者		<table border="1"><thead><tr><th>事業</th><th>対象者</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>肝炎ウイルス検査</td><td>平成20年1月1日から平成21年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者</td></tr></tbody></table>	事業	対象者	略		肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成21年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者	
事業	対象者														
略															
肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成22年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者														
事業	対象者														
略															
肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成21年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者														
<p>第3条 保健所長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による<u>保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付</u>を受けている者に対しては、使用料等を免除するものとする。</p>		<p>第3条 保健所長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の<u>規定による生活保護</u>を受けている者に対しては、使用料等を免除するものとする。</p>													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。